

令和6年1月31日招集

第10回佐渡市農業委員会総会 議事録

佐渡市農業委員会

令和5年度 第10回佐渡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月31日(水) 午後1時30分から午後3時00分まで

2. 開催場所 金井コミュニティセンター 2階 大会議室

3. 出席委員 : (24名)

| | | | |
|-----------|------------|------------|-----------|
| 1. 藪田 亨 | 2. 渡邊 秀一 | 3. 森田 聡 | 4. 民部 猛 |
| 5. 仲川 庸一 | 6. 細野 真二 | 7. 山田 隆生 | 8. 本間 隆 |
| 9. 土屋 七司 | 10. 忠野 佳純 | 11. 中川 義弘 | 12. 古屋野 勝 |
| 13. 北見 尚志 | 14. 佐々木 雅文 | 15. 池 克博 | 16. 西村 幸子 |
| 17. 本間 一寿 | 18. 金切 秀明 | 19. 大野 雄一郎 | 20. 西野 春彦 |
| 21. 渡邊 実 | 22. 久保 守 | 23. 佐々木 隆正 | 24. 金田 勝廣 |

4. 欠席委員 : (なし)

5. 傍聴者 : (なし)

6. 議事日程

(1) あいさつ

(2) 議事

議案第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画(貸借)の決定について

議案第6号 農用地利用集積等促進計画(公社転貸)の決定について

議案第7号 贈与税の納税猶予の継続に係る「農業経営を引き続いて行っている旨の証明書」の発行について

(3) 協議・報告事項

1) 農地部会協議報告事項について

① 農地の転用事実に関する照会について(新潟地方法務局佐渡支局)

② 農地転用事実確認願について

③ 農地法第18条の規定による通知について

④ 認定農業者について

2) 農政振興部会協議報告事項について

① 巡回農事相談会について

3) 広報・研修委員会協議報告事項について

① 農業委員会だよりNO.38の発行について

4) 佐渡市農地等利用最適化推進 施策等に関する意見書の提出及び回答について

5) J A推薦委員からの連絡事項等について

6) 会務報告・会務予定について

7) その他

- ① 能登半島地震義援金の募集について
- ② 地域計画策定に係る農業経営意向調査票の回収について
- ③ 農業委員会総会終了後における委員等研修会の開催について
- ④ その他

(4) 畑地化促進事業について（農業政策課）

7. 農業委員会事務局出席職員

局長 計良 朋尚 次長 木下 和重 係長 野虻 雅博 係長 伊藤 雅之

8. 会議の概要

| | |
|-------|---|
| 局長 | <p>それでは、定刻でございますので、ただ今から、令和5年度第10回農業委員会総会を開会いたします。本総会は、本年初めての総会でございます。1月1日から断続的に発生をいたしまして、北陸地方に甚大な被害をもたらしました能登半島地震を踏まえて、年賀の挨拶を行わないということにします。</p> <p>また一方、佐渡市におきましても断水を始め、建築物が倒壊するなどの被害がございました。被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。それでは金田会長ご挨拶をお願いいたします。</p> |
| 金田 会長 | <p>先ほど局長のお話もありましたように、正月早々大変な事がありました。一日はご存知のように、能登半島の地震で津波が来るということで、山の方へ逃げました。その次の日には、羽田の事故等ございました。今年は、どんな事になるのかと心配しております。今日も春先のような状況でございまして、南部の方、外山ダムができたと言っても、はたして田植ができる状況になるのかはわかりませんが、今から心配しております。これから第10回の定例総会を開催します。皆様、よろしくお祈りいたします。</p> |
| 局長 | <p>ありがとうございました。それではただいまの出席委員についてご報告させていただきます。委員定数24名中24名の出席でございます。総会の出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>今回も報告、説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りたいというふうに思っております。また、定期的な換気の実施等についても、ご理解ご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは金田会長より議事の進行をよろしくお祈りいたします。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、第10回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。はじめに、日程第1「議事録署名委員の指名」についてお諮りいたします。議事録署名委員は議長一任で異議ございませんか。</p> |

| | |
|-----------|---|
| | (異議なしの声あり) |
| 議 長 | 「異議なし」の声がございましたので、13 番北見委員、14 番佐々木雅文委員を指名いたします。はじめに「農地部会所掌案件」について審議を行います。1月19日に開催された農地部会審議概要について、14 番佐々木雅文農地部会長より報告をお願いします。 |
| 1 4 佐々木雅文 | 1 月分の農地部会を1月19日に開催し、農地部会の所掌案件についてより審査をいたしました。その結果、事務局に提出された議案について、議案第5号以外については、許可相当として総会上程することといたしました。 なお、議案第5号については、農地部会の時点では提出できませんでしたので、直接総会に上程するようという指示をいたしました。 また、現地確認については、各地区担当委員及び推進員に調査依頼をいたしました。以上です。 |
| 議 長 | ありがとうございます。それでは、はじめに、「農地法の適用を受けない事実確認願」4件を上程します。事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | 議案書2頁をご覧ください。議案第1号農地法の適用を受けない事実確認願です。今月は4件、田2筆2,890㎡、畑2筆1,302㎡、合計4,192㎡です。 案件番号1番から4番の所有者、申請人、申請地番、面積、判定地目は、議案書記載の通りです。以上4件は非農地の基準を満たしていると考えます。ご審議よろしくお願いたします。 |
| 議 長 | それでは、案件1番から3番について現地調査報告を行った1番藪田委員から報告をお願いします。 |
| 1 藪田 亨 | 案件番号1番から3番につきまして報告します。昨年の8月28日に農業委員と推進委員、事務局で現地を確認いたしました。申請地は非農地の基準を満たしております。ご審議のほどよろしくお願いたします。 |
| 議 長 | 次に、案件4番について現地調査を行った19番大野雄一郎委員から報告をお願いします。 |
| 1 9 大野雄一郎 | 案件番号4番につきまして、令和5年9月27日に農業委員と推進事務局で現地確認をいたしました。申請地は非農地の基準を満たしております。ご審議のほどよろしくお願いたします。 |
| 議 長 | それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いたします。 (意見、質問なし) |
| 議 長 | ご質問がないようですので、案件1番から4番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件を承認し、証明書を発行することにご異議ございませ |

| | |
|---------|--|
| 一 同 | んか。 |
| 議 長 | <p>異議なし。</p> <p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第1号 農地法の適用を受けない事実確認願」4件を承認し、証明書を発行することに決定いたします。</p> <p>次に、「農地法第3条の規定による許可申請」10件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案書の3頁から6頁になります。議案第2号、農地法3条許可申請です。今月は10件、田41筆43,987㎡、畑11筆5,276㎡、合計49,263㎡です。</p> <p>案件番号1号、新潟市の方から上横山の方へ、上横山の田491㎡売買となります。12月26日に現地確認を行いました。</p> <p>続きまして、案件番号2番、上横山の方から上横山の方へ、上横山の田861㎡売買となります。12月26日に現地確認を行いました。</p> <p>案件番号3番、越谷市の方から相川小六町の方へ、相川新西坂町の畑285㎡贈与となります。11月27日に現地確認を行いました。</p> <p>案件番号4番、横浜市の方から中興の方へ、貝塚の田1,004㎡売買となります。1月25日に現地確認を行いました。</p> <p>続きまして案件番号5番です。安養寺の方から安養寺の方へ、吉井本郷、安養寺、三瀬川の田26筆24,341㎡、畑5筆2,664㎡、親子間の贈与となります。1月25日現地確認しております。</p> <p>案件番号6番、四街道市の方から新穂正明寺の方へ、新穂正明寺、新穂青木の田7筆5,880㎡、畑206㎡売買となります。1月23日に現地確認を行いました。</p> <p>案件番号7番、新穂瓜生屋の方から新穂正明寺の方へ、新穂正明寺の田2筆1,518㎡売買となります。1月23日に現地確認を行いました。</p> <p>案件番号8番、貝塚の方から中興の方へ、下新穂の田5,128㎡売買となります。1月23日に現地確認を行いました。</p> <p>案件番号9番、東久留米市の方から宿根木の方へ、宿根木の畑685㎡贈与となります。1月24日に現地確認を行いました。</p> <p>案件番号10番、横浜市の方から琴浦の方へ、羽茂大崎の田2筆4,760㎡、畑3筆1,436㎡贈与となります。令和5年9月27日に現地確認を行いました。</p> <p>案件は全て許可要件を満たしております。ご審議よろしくお願いたします。</p> |
| 議 長 | <p>案件1番、2番について現地調査を行った7番山田委員から報告をお願いします。</p> |
| 7山田 隆生 | <p>案件1番及び2番について、令和5年12月26日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしくお願いたします。</p> |
| 議 長 | <p>次に、案件3番について現地調査を行った16番西村委員から報告をお願いします。</p> |
| 16西村 幸子 | <p>案件3番について、令和5年11月27日に農業委員及び推進委員、事務局とで現</p> |

| | |
|------------------|--|
| | <p>地を確認しました。適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしくお願ひいたします。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>続いて、案件4番について現地調査を行った5番仲川委員から報告をお願いします。</p> |
| <p>5 仲川 庸一</p> | <p>案件4番について、1月25日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしくお願ひいたします。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>続いて、案件5番について現地調査を行った21番渡邊実委員から報告をお願いします。</p> |
| <p>2 1 渡邊 実</p> | <p>案件5番について、1月25日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしくお願ひいたします。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>続いて、案件6番、7番について現地調査を行った18番金切委員から報告をお願いします。</p> |
| <p>1 8 金切 秀明</p> | <p>案件番号6番、7番について、1月23日に農業委員推進事務局で現地を確認しました。適正に管理されており農地法第3条第2項各号に該当せず許可基準を満たしていました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>続いて、案件8番について現地調査を行った3番森田委員から報告をお願いします。</p> |
| <p>3 森田 聡</p> | <p>案件番号8番について、1月23日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしくお願ひいたします。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>続いて、案件9番について現地調査を行った22番久保委員から報告をお願いします。</p> |
| <p>2 2 久保 守</p> | <p>案件9番について、1月24日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしくお願ひいたします。</p> |
| <p></p> | <p>続いて、案件10番について現地調査を行った19番大野委員から報告をお願いします。</p> |
| <p>1 9 大野雄一郎</p> | <p>案件番号10番につきまして、令和5年9月27日に農業委員、推進委員事務局で現地を確認しました。いずれも適正に管理されており、農地法第3条第2項各号に該当せず許可基準を満たしておりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> |

| | |
|---------|---|
| 議 長 | <p>それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p> |
| 議 長 | <p>ご質問等がないようですので、案件1番から10番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。</p> |
| 一 同 | <p>異議なし。</p> |
| 議 長 | <p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請」案件10番を許可することに決定いたします。</p> <p>次に、「農地法第4条の規定による許可申請」1件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案書7頁になります。農地法第4条申請、案件番号1番です。金井新保の方からの申請です。申請地は金井新保の田120㎡です。変更目的は資材置場、駐車場、庭です。申請理由は現在の資材置場は、家からは遠く管理するのが難しく、また、駐車場や庭が小さいため、住居の隣接地に設置したいものです。場所は金井地区郊外で金井中学校から東に約850mに位置しており、農地区分で言うと中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない、生産力の低い農地で、農地の広がりには0.1ha以下、第2種農地に該当します。実現性においては自己資金で賄え、問題ありません。また汚水は排出しないため、周辺農地への影響はありません。農振除外を経ての申請です。ご審議よろしくをお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、案件番号1番について、現地調査を行った5番仲川委員から報告をお願いします。</p> |
| 5 仲川 庸一 | <p>案件1番について、12月22日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。申請地は、事務局説明のとおり、農地の広がりもありません。転用許可基準を満たしております。ご審議よろしく申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方をお願いします。</p> <p>(意見、質問なし)</p> |
| 議 長 | <p>ご質問等がないようですので、案件1番につきまして、採決を行います。今回は、県農業会議への諮問の必要がない案件です。議案1番につきまして、許可することにご異議ございませんか。</p> |
| 一 同 | <p>異議なし。</p> |
| 議 長 | <p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請」1件を許可することに決定いたします。</p> |

| | |
|-------|--|
| 事務局 | <p>次に、「農地法第5条の規定による許可申請」1件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案書9頁をご覧ください。今月農地法5条申請1件ございます。</p> <p>案件番号1番、譲受人が羽茂本郷の方、譲渡人も羽茂本郷の方、申請地は羽茂本郷の畑1,228㎡のうち500㎡、使用貸借権の設定、関係は親子です。変更目的は、住宅の新築です。申請理由が、将来の親の介護を考え実家の近くで静かで、また小・中学校にも近く便利な申請地に建築したいものです。申請地の場所は県道羽茂港・村山線沿いの羽茂本郷バス停から東北東に約240mに位置しています。</p> <p>申請地周辺は、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地、農地の広がり4.7ha程度です。第2種農地に該当します。</p> <p>実現性において、自己資金と借入金で賄えるため問題なく、また、汚水は浄化槽を設置して排出するための農地への影響もありません。許可基準を満たしております。ご審議よろしくお願いたします。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、案件番号1番について現地調査を行った8番本間隆委員から報告をお願いします。</p> |
| 8本間 隆 | <p>8番本間です。現地は令和5年5月30日に農業委員と推進事務局で現地を確認いたしました。事務局説明のとおり問題ないものと思われま。ご審議よろしくお願いたします。</p> |
| 議 長 | <p>それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p> |
| 議 長 | <p>ご質問等がないようですので、案件1番につきまして、採決を行います。今回は県農業会議への諮問の必要がない案件です。案件1番につきまして、許可することに異議ございませるか。</p> |
| 一 同 | <p>異議なし。</p> |
| 議 長 | <p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請」1件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に、「農用地利用集積計画（貸借）の決定」124件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>農用地利用集積計画（貸借）につきまして、説明をいたします。議案書は別冊の農用地利用集積計画です。今月は124案件ございます。</p> <p>案件1番、梅津地内の畑1筆575㎡、城腰の方から梅津の方へ、対価なしで使用貸借契約を結ぶもので再設定となります。</p> <p>案件2番、土地の所在、地目、面積、対価、契約期間等につきましては議案書に記載のとおりとなります。</p> <p>3頁から45頁までの案件3番から73番、計71件につきましては相対契約による利用権設定。1頁から2頁の案件1番から2番、46頁以降の案件74番から124</p> |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | <p>番の計 53 件が農地中間管理事業による利用権設定です。今月は、委員の皆様が関与する議事参与案件が 1 番と 2 番の 2 件でございます。</p> <p>なお、本議案につきましては議案書の作成が遅れたこともありまして 19 日の農地部会の予備審査には含まれておりません。</p> <p>以上、利用権設定に関する案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>それでは、農用地利用集積計画（貸借）の決定について質疑を行います。ご質問ご意見がある方はお願いします。</p> <p>（意見、質問なし）</p> |
| 議 長 | <p>ご質問等がないようですので採決に入ります。議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決を行います。それでは案件 1 番、2 番について採決を行います。2 番の渡邊秀一農政振興部会長の退席をお願いします。</p> <p>（委員 退席）</p> |
| 議 長 | <p>それでは、案件 1 番、2 番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p> |
| 一 同 | <p>異議なし。</p> |
| 議 長 | <p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第 5 号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」案件 1 番、2 番を原案のとおり決定することといたします。</p> <p>（委員 着席）</p> |
| 議 長 | <p>次に、議事参与案件であった、1 番、2 番の案件 2 件を除いた 3 番から 124 番の案件につきまして、一括して採決を行います。</p> <p>これらの案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p> |
| 一 同 | <p>異議なし。</p> |
| 議 長 | <p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第 5 号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」案件 3 番から 124 番の案件につきまして、原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、農用地利用集積等促進計画（公社転貸）の決定 27 件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>農用地利用集積等促進計画（公社転貸）について説明いたします。議案書は、11 頁から 18 頁までで、27 件でございます。</p> <p>これは、令和 4 年 11 月まで農地中間管理事業の農用地利用配分計画（案）として提案していたもので、農地中間管理機構から耕作者についてのみ利用権を設定する案件です。現在は、所有者から農地中間管理機構への契約を合意解約して、最初</p> |

| | |
|---------|---|
| | <p>から契約しなおす集積計画一括方式を採用しておりますが、解約にあたり所有者に負担がかかることと、農地中間管理機構での実績があることから、もう一つの利用権設定の方法として、農用地利用集積等促進計画を利用します。</p> <p>案件1番から10番までは耕作者氏名にカッコ書きの旧の表示がありますが、これは利用権設定期間中に耕作者を変更する利用権の移転、案件11番から27番は農地中間管理機構から耕作者への貸付期間が終了して耕作者が不在の地番に利用権を設定するものです。</p> <p>なお、公告日は本日1月31日ですが、農地中間管理機構の書類締め切りが2月9日で、事務手続き上の最短で開始日は3月29日になります。</p> <p>案件1番につきましては、原黒地内の方から農地中間管理機構に貸し出され、農地中間管理機構から個人に貸し出されていたものを法人に移転する内容となります。借り手、貸し手及び2番以降の土地の所在、地目、面積、対価、契約期間等は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>以上、農地中間管理機構から耕作者への転貸に関する27案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>それでは、農用地利用集積等促進計画（公社転貸）の決定について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>（意見、質問なし）</p> <p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。案件1番から27番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第6号 農用地利用集積等促進計画（公社転貸）の決定について」全て原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、贈与税の納税猶予の継続に係る「農業経営を引き続き行っている旨の証明書」の発行について上程します。事務局から説明をお願いします。</p> <p>贈与税の納税猶予につきまして、案件が2件ございます。農業委員会では、贈与された農地を農業者が現在も引き続き農業経営を行っていることを3年に1度証明するものです。所在地は、真野地区と赤泊地区ですので、それぞれの担当委員から報告をお願いします。</p> <p>案件1番について、1月27日に農業者と面談いたしました。面談する前に現地を確認しております。28筆あるのですが、背合の地番については山林化しておりました。それ以外の農地については有効に利用をされ、引き続き農業経営を行っておりました。森林化している地番については、今後、農地の利用状況調査を実施することといたしました。以上です。</p> |
| 議 長 | |
| 議 長 | |
| 一 同 | |
| 議 長 | |
| 議 長 | |
| 事務局 | |
| 23佐々木隆正 | |

| | |
|-----------|--|
| 1 2 古屋野 勝 | <p>案件 2 番につきまして、徳和の対象農地につきまして 1 月 23 日に本人宅を訪れまして、事情聴取を行い、農業経営を引き続き行っていることを確認いたしました。以上報告いたします。</p> |
| 議 長 | <p>それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p> |
| 議 長 | <p>ご質問等がないようですので、案件 1 番、2 番につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、証明書を発行することにご異議ございませんか。</p> |
| 一 同 | <p>異議なし。</p> |
| 議 長 | <p>「異議なし」の声がありましたので、議案第 7 号、贈与税の納税猶予の継続に係る「農業を引き続き行っている旨の証明書」を発行することに決定いたします。</p> <p>それでは、農地部会協議報告事項に移ります。はじめに、「農地の転用事実に関する照会」1 件について事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>新潟県地方法務局佐渡支局より照会、1 件。申請者が中原の方で、中原の畑 3 筆 276 m²、現況は非農地宅地でした、転用許可は令和 4 年 8 月 31 日許可を取っております。確認日は記載のとおりです。法務局に回答しました。説明は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明についてご質問ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p> |
| 議 長 | <p>次に、「農地転用事実確認願」1 件について事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>21 頁をご覧ください。転用事実確認願 1 件ございます。</p> <p>申請者は新潟市の方、土地の表示は梅津の畑、43 m²、転用目的が駐車場で設置済みです。平成元年 3 月 3 日に農地法 5 条による許可を受けたものです。現地の方は地元委員より、11 月 25 日に確認済みです。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明についてご質問ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p> |
| 議 長 | <p>次に、「農地法第 18 条の規定による通知」21 件について事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>農地法第 18 条の規定による通知、いわゆる合意解約について説明いたします。議案書は 22 頁から 33 頁までです。案件 5 番につきましては、受け手が不在となる利用調整案件です。受け手探しにご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、この案件 5 番の農地は周囲が森林に囲まれ日当たりが悪く、現在は遊休農</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>地（緑区分）の状態になっております。</p> <p>また、案件 21 番の受け手であるにつきましては、昨年中に解散の予定をお伝えしておりますが、金丸地内の所有農地 2 筆と農地中間管理事業による借入地が 5 筆残っており、現在も登記が継続しております。説明は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>（意見、質問なし）</p> |
| 議 長 | <p>質問等ないようですので、次に「認定農業者について」事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>34 頁になります。認定農業者の認定状況について報告いたします。今月は 1 月 12 日審査分で計 8 件ございます。うち新規が 1 件、再認定が 7 件です。説明は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>（意見、質問なし）</p> |
| 議 長 | <p>質問等ないようですので、農政振興部会協議報告事項に移ります。「巡回農事相談会について」事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議事関係資料の 1 頁をご覧ください。農業委員・推進委員の皆様からご協力いただきました巡回農事相談について、まとめた資料でございます。相談日は、12 月 5 日と 1 月 16 日の 2 日間で、相談件数は 6 件でした。相談者のお住まいを担当する委員から対応していただきました。ありがとうございました。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>（意見、質問なし）</p> |
| 議 長 | <p>質問等ないようですので、広報・研修委員会協議報告事項に移ります。農業委員会便り No. 38 の発行について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議事関係資料の 2 頁をご覧ください。農業委員会だより発行するため、広報研修委員会 19 日午前中に開催しております。そこで紙面構成につきまして協議をいたしました。このような内容で 3 月 10 日文書配布を予定しております。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>（意見、質問なし）</p> |
| 議 長 | <p>質問等ないようですので、次に、「佐渡市農地等利用最適化推進施策等に関する意見書の提出及び回答について」に移ります。事務局から説明をお願いします。</p> |

| | |
|------------|---|
| 事務局 | <p>議事関係資料の3頁をご覧ください。昨年末の第9回農業委員会終了後、会長等役員とともに市長に意見書を提出いたしました。また、市議会議長に意見書を提出した報告をしております。</p> <p>既に資料の3頁がございますとおり、ホームページにその概要を掲載しております。</p> <p>また、本日の総会に先立ちまして、会長等役員とともに市長に面会をさせていただきました。意見書に対するお考え等をお聞かせいただいたところでございます。</p> <p>今ほどお手元に配付をした資料のとおり、市長からは、「地域ぐるみで農業農村を支える体制の確立や稼げる農業の実現に向けた取組については、地域の声を聴きながら、関係機関と連携してしっかりと進めていきたい。」というコメントをいただいておりますし、「そのためにも10年20年先を見据え、自然環境に配慮した佐渡だからこそできる持続可能な農業を一緒に作り上げていきたい。」というコメントをいただきました。</p> <p>また、本日の総会終了後でございますが会長、職務代理とともに副市長に面会をする予定でございます。意見書にあります事務局体制の強化についてお願いをすることとしております。</p> <p>また、この後、会務報告等でご案内をしたいと思っておりますけれども、具体的な回答につきましては、2月末に予定をしております総会時に委員、推進委員の皆様へ配布をしたいという風に思っておりますし、2月末の総会日には市長の出席を要請しているところでございますので、ご承知おきをお願いいたします。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> |
| 15池 克博 | <p>質問ではないのですが、ホームページを閲覧させていただきました。会長の名前が四角になるのは直しようがないのでしょうか。</p> |
| 佐々木会長職務代理者 | <p>私の名前もそうですし、皆さんもそうだよ。外字として登録になってるんで、しようがないと思ってください。</p> |
| 議 長 | <p>他にご質問ご意見ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> |
| 議 長 | <p>質問等ないようですので、次に、「JA推薦委員からの連絡事項等について」に入らせていただきます。</p> <p>(JA推進委員説明)</p> |
| 議 長 | <p>次に、「会務報告・会務予定」について事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>(事務局説明)</p> |
| 議 長 | <p>以上で、会務報告・会務予定についての報告が終わりました。ただ今の会務報告・</p> |

| | |
|------------|---|
| | <p>会務予定の報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p> |
| 議 長 | <p>次に、「その他」に入ります。</p> <p>(7) その他</p> <p>① 能登半島地震義援金の募集について</p> <p>② 地域計画策定に係る農業経営意向調査票の回収について</p> <p>③ 農業委員会総会終了後における委員等研修会の開催について</p> <p>④ その他</p> |
| 議 長 | <p>それでは、以上で、日程第3「協議・報告事項」を終了いたします。次に、「4. 畑地化促進事業」に入ります。佐渡市農業政策課より説明を行います。</p> |
| 農業政策課 | <p>(農業政策課説明)</p> |
| 議 長 | <p>それでは、以上で、日程第4「畑地化促進事業について」を終了いたします。</p> <p>これをもちまして、本日の議案審議等はすべて終了しました。委員の皆さまにおかれましては、長時間にわたりご協力いただき、ありがとうございました。</p> |
| 局 長 | <p>大変ありがとうございました。それでは、終わりに、佐々木隆正会長職務代理者より、ご挨拶を申し上げます。</p> |
| 佐々木会長職務代理者 | <p>秋は秋で長雨が続きましてし、天候不順がこれからもう予想されますので、いつでも気象情報も取れるわけですから、去年は何をやった。隣の人がやったから自分もやろうかと言うのは時代遅れかと考えていく必要があるのかなと思います。今日は、ありがとうございました。</p> |

以上、書記により記載したものであるが、内容を証するため署名する。

議 長 24番 金田 勝廣

署名委員 13番 北見 尚志

署名委員 14番 佐々木 雅文